

第4節 事務事業編の進捗管理の仕組み

本計画の推進については、市川市環境マネジメントシステムの推進体制を適用します。各実行組織による取り組みの点検及び計画全体の進捗管理や見直し等については、「市川市省エネルギー対策等検討会」を活用し、必要があると認めるときは、「環境調整会議」及び「環境マネージャー全体会議」に諮ります。

4-1 計画の推進、点検体制

本計画の推進及び点検については、市川市環境マネジメントマニュアルに基づき実施します。組織図を図4-4-1に示します。

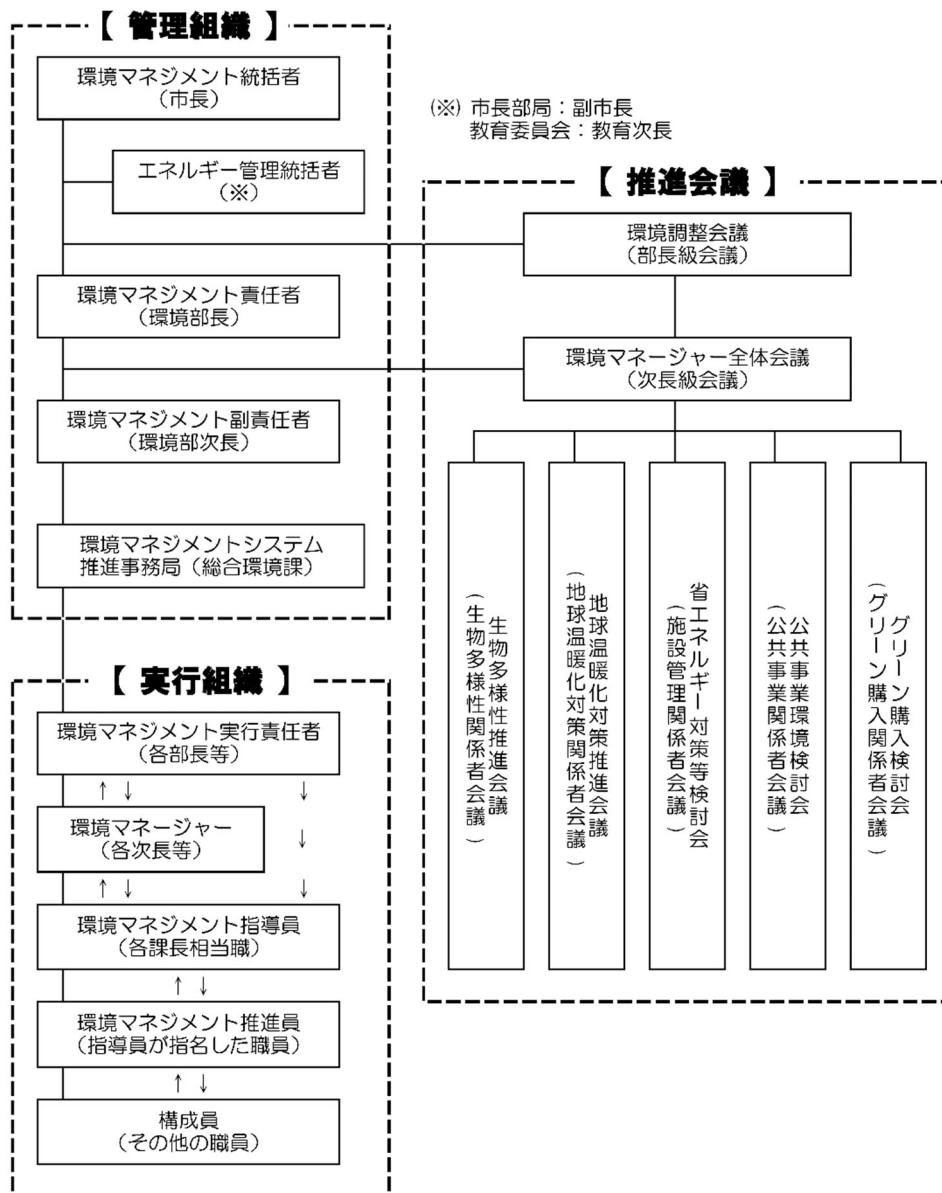


図 4-4-1 推進・点検・評価のための組織図

4-2 取り組み結果の公表

本計画の取り組み結果については、環境白書や市公式 Web サイト等を通じて公表することとします。

また、職員への情報提供については、庁内ネットワーク等により積極的に行います。

4-3 職員に対する研修

市の事務事業から発生する温室効果ガスを抑制していくためには、全ての職員が自らの事務事業を遂行していく中で、本計画に定めた取り組みを実践していく必要があります。

このため、本計画の推進体制として位置づけられた環境マネジメントシステムの運用のなかで、環境マネジメントシステム指導員（課長職）や同推進員（指導員が指名した者）に対する研修を充実されるとともに、各職場においては、指導員や推進員を中心に、地球温暖化防止対策の意識の高揚と実践の徹底を図っていきます。

4-4 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動により、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認します。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動の内容や目標の見直しを図り、継続的な対応を図ります。

